

令和4年2月28日

尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会 委員 各位

尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会
会 長 磯部 友彦

第4回尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会（書面開催）について（依頼）

平素は、本協議会の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会に係る交通圏（タクシー営業区域）につき、特定地域の指定にかかる意見を求められております。

本来であれば、協議会を開催し、特定地域の指定について協議を行うところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、書面開催とさせていただきます。

下記（1）議事について、内容をご確認の上、ご審議いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、事務局までお問い合わせください。

記

（1）議事 特定地域の指定について

（2）依頼内容

議事は、別紙1のとおりです。別紙2にて議事についての回答とその他ご意見等をご記入の上、メールもしくはFAXにてご提出をお願いいたします。

（3）意見提出期限 令和4年3月10日（木）必着

以上

事務局
〒466-8558
名古屋市昭和区滝子町 30-16
(愛知県タクシー協会内)
担当 深谷・平松
TEL 052-881-1315 FAX 052-872-0968

議事：特定地域の指定について

尾張北部交通圏については、平成26年1月より準特定地域の指定を受けております。今般、**資料1**のとおり、協議会に対し特定地域の指定の希望について報告を求められております。

特定地域の指定の判定基準は、実績年度の輸送実績が基準年度（平成13年度）の輸送実績を一定の割合以上下回っている場合とされており、今般、実績年度である令和2年度の輸送実績が、この基準に合致したことにより指定の希望について打診があったものです。

ただし、令和2年度の輸送実績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、過去に例を見ないほど旅客需要が落ち込んでおり、この実績をもって特定地域に指定された場合、各社一律に大幅に減車せざるを得なくなります。

しかし、今後、感染の落ち着きとともに需要が回復し、増車する必要が生じた場合であっても増車は一切認められないため、旅客ニーズに対応できなくなるなど、地域交通への重大な影響が懸念されるところです。

このため、当協議会事務局といたしましては、特定地域の指定を「希望しない」旨報告したいと考えております。

つきましては、特定地域と準特定地域の違い、特定地域の指定基準への適合状況等について、**参考資料**をご確認いただき、事務局案（特定地域の指定を希望しない旨報告すること）に同意いただけるか否か、**別紙2**にてご回答いただきますよう、お願いいたします。

.....

【配布資料】

- 資料1 特定地域への指定について
- 参考資料1 特定地域と準特定地域の違いについて
- 参考資料2 尾張北部交通圏における輸送実績の推移
- 参考資料3 特定地域の指定基準への適合状況
- 参考資料4 尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱
- 参考資料5 準特定地域の協議会の運営に関する取扱いについて

第 4 回尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会
書面決議書

議事（１）特定地域の指定について

特定地域への移行を「希望しない」ことについて

同意する

・

同意しない

ご意見等がありましたら、ご記入願います。

【尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会 委員】

所属 _____

氏名 _____

※誠に勝手ではございますが、書面決議書については、FAX（052-872-0968）またはメール（info@aitakyo.com）にて、令和４年３月１０日（木）までに回答をお願いします。